

平成21年8月3日
於・三番町共用会議所2F大会議室

食料・農業・農村政策審議会
平成21年度第4回畜産部会議事録

目 次

1. 開 会	1
2. あいさつ	1
3. 資料説明	2
4. 意見交換	1 3
5. 閉 会	3 1

1 開 会

○原田畜産企画課長

定刻になりましたので、ただいまから食料・農業・農村政策審議会平成21年度第4回畜産部会を開催させていただきます。

皆様方におかれましては、ご多忙のところご出席いただき、誠にありがとうございます。

私は、7月14日付で動物衛生課から畜産企画課に参りました原田でございます。引き続きよろしくお願いたします。

2 あいさつ

○原田畜産企画課長

まず、鈴木部会長に一言ご挨拶をいただいた上で、議事をお進めいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○鈴木部会長

本日もよろしくお願申し上げます。

まず、本川生産局長がお見えでございますので、ご挨拶をお願したいと思っております。

○本川生産局長

開会に当たりまして一言ご挨拶させていただきます。

本日はお暑い中、委員の皆様方にはお集まりいただきまして、ありがとうございます。特に部会長は、午前中に企画部会がありまして、本当にご苦労様でございます。

本日は、これまで、色々ご論議いただいたものを踏まえて資料を出ささせていただいております。それから、企画部会と農政改革特命チームでの検討状況もご紹介をさせていただいて、更なるご論議をいただこうと思っております。どうか忌憚のないご意見をよろしくお願いたします。

○鈴木部会長

ありがとうございました。

それでは、事務局から配付資料の確認、委員の出欠状況、部会の運営などについてご説明をお願いたします。

○原田畜産企画課長

まず、配付資料の確認をいたします。

資料1が議事次第でございます。資料2が委員名簿。資料3が補足資料。資料4が主な論点。資料5がこれまでの畜産部会におけるご意見の概要。資料6が家畜改良増殖目標見直しの検討状況についてでございます。

他に参考資料として、1から3まで畜産部会の運営方針、酪農及び肉用牛生産の近代化に関する基本方針、畜産の動向がございます。また、第11回企画部会の資料として参考資料4-1、4-2があります。また、農政改革特命チーム第13、14回資料として参考資料5-1から5-7までございます。足りない場合は事務局にお申し付け下さい。

それでは、本日の委員の出欠状況についてご説明いたします。林委員、阿部委員、大藪委員、武見委員、富士委員、堀江委員、福田委員におかれましては所用により本日ご欠席とのことでございます。

それと、杉本委員は若干遅れて出席されるとのことです。

規定によりまして、部会は委員及び議事に関係のある臨時委員の3分の1以上が出席しなければ会議を開き議決することができないとされておりますが、全体で20名のうち、現在12名、杉本委員がお見えになれば13名が出席されますので、成立しております。

なお、事務局に異動がありましたので紹介させていただきます。

倉重牛乳乳製品課長でございます。

菊地畜産技術室長でございます。

川島動物衛生課長でございます。

池田畜水産安全管理課長でございます。

以上、7月14日付で替わっております。よろしく願いいたします。

次に、当部会の運営方針につきましては従来どおり、参考資料1のとおりとさせていただきます。

では、部会長、お願いします。

○鈴木部会長

ありがとうございました。

なお、今回も明治のおいしい牛乳をいただいております。どうもありがとうございます。

本日は、まず、これまでの部会でのご質問などを踏まえまして補足資料を作成いただいておりますので、これについて説明していただきます。その後、これまでの議論を整理した資料に基づいて説明をいただき、さらに議論を深めたいと考えております。終了予定は16時ごろを考えておりますので、よろしく願いいたします。

3 資料説明

○鈴木部会長

それでは、まず補足資料でございますが、事務局から説明をお願いします。

なお、委員の方々には資料を事前にお送りしておりますので、ご一読いただいていることを前提に、可能な限り簡潔に説明をお願いいたします。

では、よろしくお願いします。

○菊地畜産技術室長

畜産技術室長の菊地でございます。よろしく願いいたします。

資料3の補足資料の中の2項目について説明させていただきたいと思っております。

まず、1ページの牛群検定加入のメリットについてです。下段に図が記載されておりますが、折れ線グラフの青い線が牛群検定に参加している農家の牛の乳量の推移、赤い線が牛群検定に参加していない農家の牛の乳量の推移を示しております。直近の平成19年度の実績では、経産牛1頭当たりの年間の乳量で約1,800kgの差があります。

これを経産牛40頭規模の農家で比べてみますと、年間で約71トンの乳量の差になり、乳代収入では約560万円の差が生じることになります。ただし、乳量の多い牛につきましては飼料代の支出も多いということで、約140万円の所得差が見込まれる状況になっております。この140万円から、牛群検定の費用である20万円を差し引きましても約120万円が残ることになりますので、牛群検定に加入するメリットになろうかと思っております。

次に2ページを見ていただけますでしょうか。ここでは牛群検定と離農率の関係について示して

おります。左側上段のグラフは全国の離農率の推移を示しており、赤い線が牛群検定に参加していない農家の離農率、緑の線が全国平均の離農率、青い線が牛群検定に参加している農家の離農率を示しております。牛群検定に参加している農家の離農率は、全国平均に比べても低い状況になっており、この傾向は、北海道及び都府県について同様の傾向にあると言える状況です。

以上です。

○小林草地整備推進室長

続きまして、3ページからご説明したいと思います。草地整備推進室長の小林でございます。

前回、神田委員から、飼料増産の行動計画の工程表と比べてどのような状況であったのかというご質問がありました。工程表については、具体的な目標も掲げて進めてきているわけですが、20年度の目標数値に対して実績がどうだったかということをご説明したいと思います。

20年度の活動計画では、数値目標を掲げた項目が5項目ございます。

まず、全体の作付面積です。20年度計画では2万ha増加させるという意欲的な目標を設定しておりました。青刈りとうもろこしではかなり伸びたり、稲WC Sもかなり伸びたりしました。一方で青刈りとうもろこしが草地に作付けされたことや、離農も一部あったこともあり、実績は4,300haの増加となっており、2万haの目標を達成できていません。

青刈りとうもろこしの作付面積ですが、青刈りとうもろこしは、収穫機の整備や新しい品種などが育成・普及されて増産の環境がかなり整ってきました。そこに農家の生産意欲が高まったことから、目標に近い9万800haという達成状況になっております。

次に4ページの稲WC Sの進捗状況ですが、20年春の作付目標は、目標を設定する時期との関係上、19年度の計画で目標が設定されているという状況でございます。具体的には、18年度実績の5,182haを起点として20年度の目標を8,000haとし、19年度の活動を展開してきたわけです。実績は、グラフにありますように目標を大きく上回り、8,931haとなっています。

水田放牧につきましても、目標の5,000頭を大きく上回る6,519頭という状況になっています。

5ページのコントラクターの作業受託面積ですが、これは、一方的にコントラクターの受託面積を増やせば良いということではないということから、経営的に安定したコントラクターを育成するために最低限10万ha以上を目標としました。実績は目標をクリアして、大きく伸びている状況です。

6ページの飼料用米の関係です。前回まで、飼料用米については活発なご議論をいただきました。飼料用米の関係者がどのような目的を持っているのか、将来何が問題になるのかというようなご意見またはご質問をいただいております。

今回、現場で実際に飼料用米を作って給与している協議会の意識についてアンケート結果を、ご紹介したいと思います。

このアンケートは、飼料用米を作る稲作農家、それを使う畜産農家、農協、飼料メーカーなどで作る49の協議会に対して行ったものです。昨年度は1,611haの飼料用米の作付がありましたが、49の協議会で9割以上を占めているという状況です。

6ページは要約なので、7ページから説明したいと思います。

まず飼料用米のメリットですが、水田が有効活用できる、輸入とうもろこしの代替飼料として利用できる、食料の自給率の向上につながるといった意見がございました。その他、耕作放棄地の防止や地域の活性化、畜産物の有利販売にもつながるといったことが挙げられています。

一方、飼料用米のデメリットですが、飼料用米の販売価格が（主食用米と比べ）安い、生産・流通・保管の体制ができていないといったことが挙げられています。その他、生産者と利用者のマッ

チングが必要、主食用米への混入が心配という意見もありました。

8ページをお願いします。実際に給与してみても、畜産物に与える影響はどうだったのかという質問です。良い影響があると回答されたのが19件プラス11件で30件。次いで、従来と同じ程度であったということです。悪い影響があったというのは1件ありますが、よく言われる卵の黄身の色が薄くなるということが挙げられています。なお、卵の色は技術的には容易にコントロールできますし、また、卵の黄身が薄いことにプレミアムを付けて売っている例もあります。

9ページです。家畜に与える影響はどうでしたかという質問をしたところ、影響がないとする回答が最も多くありました。次いで、家畜の育成にメリットがあるという回答が多いという状況でした。肥育期間が伸びるという回答がデメリットとして1件ありました。豚の肥育期間については、発育が早まるという報告がむしろ多くあり、全体としてどういう状況だったのか、再度検証する必要があるかと思っております。

10ページをお願いいたします。畜産物の販売についてどのように考えるかと質問したところ、20年の欄を見ていただくと、差別化しない、高い価格で販売するというのが、それぞれ18件、17件と、ほぼ同数です。5年後の状況を聞いてみたところ、高い価格で販売したいという意向が28件あり、今、飼料用米を使っている畜産農家の方々は、できれば付加価値を付けたいという考えが強いことが読み取れます。

また、その時のアピールポイントは何ですかという質問に対しては、地元の米または国産の米を使っている、耕畜連携または肉質が良くなるというようなことを考えているということです。

11ページですが、畜産物の価格はどのようでしたかという質問をいたしました。これは実際に高い価格で販売していると回答された方からの回答です。卵と豚肉についてまとめておりますが、卵では2円から80円高い、通常の価格を100としたら108～500%。豚肉では10円から170円高い、通常の106～166%と高い価格で販売しています。

12ページをご覧ください。飼料用米の価格について聞きました。昨年度の実績でございます。畜産農家、飼料メーカーの買い取りの価格で一番多いのが40円から50円、次いで30円から40円、その次に50円から60円となっております。

稲作農家が受け取る価格、売る価格では、玄米1kg当たり30円から40円、次いで40円から50円というような価格帯が多くなっています。上との価格の差は、手数料または流通経費ということになるかと思えます。

その流通経費・手数料について聞いたところ、玄米1kg当たり5円未満という回答が一番多く、5円未満から30円という形で、地域によってばらつきがあるという状況です。

13ページですが、21年度の飼料用米の価格はどうされるかという質問をしてみました。配合飼料メーカーまたは畜産農家の買い取り価格、稲作農家の受け取る価格、それから流通経費・手数料、いずれも前年と同等で考えているという回答が最も多くありました。耕畜連携はどうでしたかという質問には、進んだというのが圧倒的に多い状況でした。

次の14ページですが、耕畜連携が進んだ理由を聞いたところ、一番多かったのが耕種農家と畜産農家でお互いの理解が進んだという回答でした。それから、飼料用米に関する会議やPR活動を通じて一緒に活動する機会が増えた。逆に言えば、今まで余り活動していなかったということだろうと思いますが、そういう回答が1位、2位を占めております。

それから、14ページの下にはこれから面積を増やしたい、また、15ページには1頭当たりの給与量は維持しつつ与える量を全体的に増やしたいといった回答になっています。

16ページをお願いします。21年度、今年度から新たな取組は何を考慮しておられますかという質問です。販売量・生産量を増やしたい、米の新しい品種にチャレンジしたい、PRを行いたい、消費者との交流会を進めたい、そのようなことを考慮しておられるようです。

最後、17ページに、これから飼料用米を進めるに当たってどのような情報が欲しいですかという質問です。一番多いのが、米の価格情報が欲しいということでした。次いで、家畜にどのような良い影響があるのか知りたい、効率的な流通方法はどのようなかなどの情報が欲しいというのが現場の声のようです。

以上、実際に飼料用米を生産または利用している協議会の意識について紹介させていただきました。

○平中表示・規格課付兼消費者庁・消費者委員会設立準備室参事官補佐

続きまして、消費者庁の設立に伴ってJAS法のどの部分が移管されるのかという前回の部会での質問に対して説明させていただきます。

私、消費・安全局表示・規格課の平中と申します。この7月から消費者庁設立準備室参事官補佐の併任を受けておりまして、専ら消費者庁の立ち上げに向けた準備を担当しております。

資料は補足資料の一番最後、18ページに1枚提出させていただいております。

JAS法に基づく仕組みというのは大きく2つの柱がございます。1つはJAS規格、いわゆるJASマークの部分ですが、この規格の制定、あるいはこれを商品に張り付ける、農林物資の格付けという事務がございます。もう1つが品質表示の基準を作成し、これを遵守してもらうという事務がございます。

今回、消費者庁の設立に伴いまして、JAS規格については、引き続き農林水産省が担当することになっております。左側にJASマークの絵を書いておりますが、ここにありますように、JAS規格については変わらず農水省が担当いたします。

もう1つの食品の表示基準につきましては、消費者庁に移管することになります。これは、消費者庁ができる過程の議論の中で、食品の表示という部分については消費者に大変身近な仕組みであり、消費者庁において一元的に所掌することが適当という考えから、農林水産省所管のJAS法に基づく食品表示の基準、あるいは厚生労働省所管の食品衛生法に基づく表示基準、さらに健康増進法に基づくいわゆる特保のマーク、これらの表示の制度については、消費者庁において一元的に所掌するという整理をしております。

食品の表示基準の具体的な事務については、消費者庁と書いてある図の中に書き込んでおります。企画立案という枠の中に食品表示基準の策定・改正とありますが、食品表示基準を作る、あるいはこれを改正する作業につきましては、今後は消費者庁において一元的に行うことになります。

ただし、最初に申し上げましたように、JAS規格の部分は引き続き農林水産省に残りますので、農水省の担当する事務と整合性を図るという観点から、消費者庁が基準を策定しようとする場合には農林水産省と協議を行う、あるいは農水省から、基準の原案を策定して消費者庁に要請するというような規定を設けまして、JAS規格と食品表示基準との整合性を図るようにしております。

この基準に基づく執行業務につきましては、消費者庁設立後は、消費者庁におきましても自ら立入検査や改善指示などを実施することが可能となります。ただし、消費者庁はご存じのとおり地方における組織がありませんので、実際のところは農水省の地方農政局、あるいは農政事務所の担当者に引き続き多くの部分を頑張らせていただくことにならうかと考えております。農水省にも立入検査や改善指示を行う権限を残しまして、農水省の指揮命令のもとで地方の担当者がそれを執行する

という形は引き続き残しております。

ただし、消費者庁あるいは農水省が指示をしたにもかかわらず事業者がこれに従わないというケース、これまでほとんど例はございませんが、そういう場合には改善命令をかけるという仕組みになっております。ここにつきましては消費者庁が一元的に管理するという仕分けになっておりまして、農水省が立入検査、改善指示を行っても事業者がこれに従わないという場合には、改善命令をかけるよう農水省から消費者庁に要請するという仕組みを設けております。

以上、簡単でございますが、説明させていただきました。

○鈴木部会長

どうもありがとうございました。

資料の説明を一通り進めてから意見交換をさせていただきたいと思いますので、続きまして、これまでの畜産部会におけるご意見の概要と主な論点について事務局でまとめていただいておりますので、説明をお願いいたします。

○山根畜産総合推進室長

畜産総合推進室長でございます。私から資料4と資料5、更に参考資料として企画部会と特命チーム関係の資料について紹介したいと思います。

まず資料4の主な論点（案）ですが、これは、これまでの部会でのご審議を踏まえて今後の畜産政策の方向性を考えていく上での項目をまとめたものです。（案）となっておりますが、本日これでご了解いただきましてリジッドに確定しようという性格のものではなく、今後、更なる議論等々により変更・修正があり得るということで、現時点のものという位置付けです。

具体的な項目ですが、1として我が国における酪農・肉用牛生産の位置づけ。

2として自給飼料基盤に立脚した酪農・肉用牛生産への転換ということで、農地や未利用地のフル活用等、耕畜連携の推進、コントラクター、TMRセンター等飼料生産支援組織の活用、国産粗飼料の広域流通の推進、自給飼料利用畜産物の高付加価値化、流通飼料の安定的な確保とエコフィード等の利用推進。

3ですが、国際化の進展に対応し持続性のある酪農・肉用牛生産の推進として、まず酪農・肉用牛経営の所得の増大、需要に即した生産の推進、酪農・肉用牛におけるコスト低減・省力化、家畜改良や畜産新技術の開発・普及による生産性の向上、酪農・肉用牛における担い手の育成・確保、畜産物の高付加価値化・ブランド化、畜産物の輸出の促進、酪農・肉用牛経営の安定のための持続可能な仕組み、加工・流通の合理化、アニマルウェルフェアへの対応。

4ですが、消費者ニーズに応えた酪農・肉用牛の生産・加工・流通と畜産に対する国民の理解の確保ということで、畜産物に係る安全と信頼の確保、多様化・高度化する消費者ニーズへの対応、消費者ニーズを捉えた畜産物の消費拡大、食育など畜産や畜産物に対する国民の理解の確保。

5の持続可能な社会に向けた酪農・肉用牛生産としまして、持続可能な社会への貢献、家畜排せつ物の管理の適正化と利用の促進、畜産経営に関する排水対策・悪臭防止対策という項目立てにしております。

次に、資料5ですが、本年2月の「酪肉基本方針」に関する諮問以降、委員の先生方からいただきました、基本方針策定に向けたご意見につきまして、事務局の文責で取りまとめ、主な論点（案）の項目に沿って並べたものです。当然ながら1つの意見が複数の論点に関係するところもございませぬが、とりあえずの整理上、最も関係があると思われる論点のところに記載しております。

若干紹介しますと、1ページ目の1ですが、国土資源に立脚した持続的で環境と調和した畜産と、

牛肉づくりとか、乳成分との整合性の問題についてのご意見でございます。

2の(1)では、飼料用米関係ですが、その目的についての共通の価値観とか消費者の価値観といったご意見。また、飼料用米の課題として、物流の問題、飼料メーカーの工場における問題。さらに、重点的なたこ入れが必要だというご意見。また、米粒と稲発酵サイレージとのバランスの問題。その下は、戦略目標とか絵姿を描いていくことが必要であろうというご意見です。2ページ目に参りますと、放牧等によるコスト削減ということが必要ではないかというご意見がございます。

(2)ですが、耕畜連携の取組を行うことが重要、また、飼料用米については、大規模な生産法人による低コスト化に向けた生産体制の構築が遅れているというご指摘です。

(3)ですが、飼料のベストミックス化という観点から、様々なものを抱き合わせにして推進すべきだというご意見。また、エコフィードの推進のためには、TMRセンターの数を増やしていく必要、さらに、コントラクターやヘルパー組合に対する支援の強化やコントラクターの機械が入れない場合に対する支援というご意見です。

(4)につきましては、粗飼料の広域流通、特に都府県酪農の輸入飼料脱却に有効というご意見です。その下ですが、他方で運搬やストックの問題があるというご意見です。

(5)としては、国産飼料を給与する意味を消費者にわかるように情報提供すべきだというご意見。

(6)ですが、エコフィード関係で、貯蔵する施設への支援が必要とか、支援の一体化、色々な施策との結びつけのご指摘です。その次ですが、安全確保のための設備投資。また、残留農薬の問題とか、色々ご指摘をいただいております。

3に参りますと、(1)として指定団体の広域化のご指摘。

(2)は需給調整を通じた生産の安定などについてのご指摘。その次は肉用牛の脂肪交雑についてのご意見を幾つか載せております。

(3)ですが、農家に対する指導が重要であるとか、様々な多様性を考えていく必要、または、牛にストレスのない放牧酪農みたいなものが重要である。さらに、肉用子牛を安く生産するとか、エコフィードが重要というご意見。また、肥育期間の長期化の問題や乳用種肥育牛の生産効率化の問題についてのご意見をいただいております。

(4)ですが、家畜改良についてはコストをどう減らすか、家畜改良は長いスパンで考えるべき、分娩間隔の短縮や人工哺育の問題。次に、脂肪交雑とは違った指標を持つべきではないか。他方、脂肪交雑が重要だとすれば26カ月から27カ月にピークが来るようにすべきだというご意見。また、牛群検定、さらに性判別精液のご意見もいただいております。

(5)ですが、技術の高い後継者の育成・確保の必要性。畜産・酪農は装置産業であるということをご重視すべきではないかというご意見。職業としての魅力をどう考えるか。また、酪農家の情報交換や技術指導のネットワーク。TMRセンターについては、農家の相談相手として、また1つのコミュニティ形成の役割をしているのではないかと。酪農ヘルパー制度についても、酪農家の離脱防止という観点から重要だというご意見をいただいております。

(8)に参りますと、家族経営を主体とした農家の経営安定の必要性のご指摘。また、中小規模の酪農家の経営安定のご指摘。その次は、チーズや液状乳製品といったものについても経営安定策について考えるべきではないかというご意見。さらに、肉用子牛補給金制度、肥育のマルキンについてのご意見もいただいております。

(9)ですが、流通の規制について見直すべきではないかというご意見。または、牛乳・乳製品

については、質の面も加えて国際競争力があるようにすべきだというご意見。また、産地食肉センターと中央市場の役割分担についてのご意見がございます。

(10) として、アニマル・ウェルフェアについてご意見がございます。

4に参りますと、(1) でBSE検査の見直しについてのご意見や牛肉トレーサビリティ制度についてのご意見。

(2) に参りますと、HACCPの推進の体制についてのご意見ですとか、消費者ニーズの現状把握、消費者調査の捉え方、牛肉の消費拡大についての消費者ニーズの捉え方などについてのご意見です。

(3) に参りますと、消費拡大の取組についてはどういう立場に立つべきかというご意見ですとか、牛乳乳製品について従来のパターンを超えた消費拡大が必要、また、牛乳を継続的に飲用する消費者について、ニーズを丁寧に把握をする必要があるとのご意見。また、長期目標の設定に当たって色々考えるべきであるというご意見。さらに、カルシウム以外のアピール方法。または、飲用牛乳についてはトータルな消費拡大をというご意見。それから、乳脂肪のご意見もございました。

(4) ですが、中食について積極的な対応が必要であろうとするご意見。次に、牛乳の生産についてのコスト、国負担の分と消費者負担の分について理解を得ていく必要、また、生産者の大変さについて国民の理解を得るべきというご意見。消費者の理解醸成という言葉の問題や一般国民に対するアクセスの問題についてのご意見。

次のページに参りまして、食育に関して、科学的な安全性を伝えていくべきだというご意見。他方で、感情に訴えるアプローチも有用だろうと。また、酪農教育ファームの問題などについてご意見をいただいております。

5としまして、(1) は環境の観点からの飼料自給率の向上とか、(2) 良質な有機肥料、または良質なたい肥が余っているというご意見ですとか、(3) では、臭い対策とか排水対策、こういうご意見をいただいております。

以上、本日の議論の参考にとということでまとめたものです。

次に企画部会と農政改革特命チームの関係につきまして、ご紹介したいと思います。資料が大部でございますので、一部のご紹介になるかと思っております。

まず7月1日に開催されました企画部会の資料として、参考資料の4-1と4-2を用意しております。4-1を1枚おめくりいただき目次をご覧くださいますと、担い手、農地をめぐる現状についての説明があった後、Ⅰとして担い手の育成・確保ということで農業横断的な観点から担い手の問題について説明がなされております。Ⅱとしては、優良農地の確保と生産基盤の整備です。

4-2は企画部会としての現地調査の資料です。畜産に特化したご意見はなかったようですが、前回もご説明しましたとおり、畜産部会としても現場に出かけましてご意見をお伺いすることを考えておりまして、現在事務局で検討中です。

次に7月6日に開催されました農政改革特命チームの資料について、ご紹介申し上げたいと思います。参考資料5-1ですが、農政改革の検討方向として4月にまとめられたものについて、平成21年度補正予算で反映したものを並べた表です。これも後でご覧いただければと思いますが、例えば4ページの上から2つ目に飼料稲有効活用緊急対策事業も盛り込んでございます。また、5ページ目のところに学校給食での地場農畜産物の利用拡大といった措置を補正予算で盛り込んでおります。

5-1は以上でございまして、5-2です。

新たな連携の構築ということで、1枚おめくりいただきますと目次がございまして、色々な連携を考えていかなければいけないだろうということで、大きく3つのものが挙げられております。10ページ目、左上に豚の写真がありますが、例えば食品産業グリーンプロジェクトということで家畜の飼料化も含めた食品産業サイドからの資源の有効利用のアプローチが書かれております。

次に7月15日に開催されました農政改革特命チームの資料として、参考資料5-3から5-7まで用意させていただいております。5-3は、先ほどの企画部会と同様、担い手の議論の資料でして、これは省略させていただきます。

5-4ですが、農業所得の増大ということで、1ページお開きいただくと、2ページ目から農業所得の増大に向けた施策の方向ということで、所得増大に不可欠な販売・加工等の取組という項目から始まりまして、7ページぐらいまで様々な所得拡大のための方向性が打ち出されております。

畜産につきましては11ページの下からございます。前回ご説明したものと概ね一緒ですが、例えば畜産物共通ですと市場志向の家畜の生産性向上が挙げられております。また、牛乳・乳製品、肉用牛については前回ご説明したところです。13ページの真ん中あたりに飼料の問題も載せておりますが、これも前回ご説明したものと概ね同じでございます。

15ページは、新たな取組として検討している施策として、この中にはこれまでの取組を進化または発展させているものも含まれておりますが、畜産に関わるものとしては、例えば⑤で国産乳製品の競争力強化と乳業再編整備等の推進ということで、チーズ等への生乳供給の拡大を通じた需給の安定、指定団体における生乳の需給調整機能の強化、更には地域の状況に応じた乳業再編整備を進めるための体制整備を挙げております。

⑥としてエコフィードですが、食品産業と畜産業のマッチング・システムの構築、エコフィード利用畜産物認証制度の検討に対する支援についてです。

⑦に参りますと飼料作物関係ですが、経営の高度化に取り組むコントラクター等の飼料生産組織に対する支援の強化、高品質・高収量なハイグレード稲発酵粗飼料の利用、水田等のフル活用の一層の推進、更には指導体制の強化とか、地域の実情に応じた草地基盤整備対策の強化。また、飼料用米を籾のまま給与することを前提とした栽培管理や給与の適正化を挙げております。

⑧は米粉・飼料用米の需要拡大ということで、生産・流通・加工・販売の各関係者の連携を前提に米粉・飼料用米の生産拡大や加工等に必要な機械・施設の整備の支援についてです。

⑩では、家畜の能力向上の一層の推進ということで、新たな遺伝子解析技術を活用し、効率的かつ精度の高い選抜や遺伝的多様性を確保する手法の実用化についても挙げているところです。

次ですが、参考資料5-5で、食料自給率目標の課題と検討方向です。本日午前中の企画部会で自給率について審議されているところですが、前回の部会で神田委員から畜産物と自給率の関係についてご意見がございましたので、後ほど部会長から全体についておまとめになったお話があるかと存じますが、まず私から本資料について、簡単にご説明させていただきたいと思っております。なお、本日の企画部会の資料とほぼ同じ内容のものです。

1枚おめくりいただきますと食料自給率の課題、1ページ目ですが、問題の1つとして生産、消費双方の動向で数値が変動するという課題がある。

2として、カロリーベースでの表示を基本としていますので、畜産や野菜の貢献度が低く報告される。

3として、農業生産の構成要素、食料自給率を構成する要素ですが、農地・人・技術との関係が不明確であり、農業政策の目標として不十分ではないかという課題がございます。

5 ページ目ですが、そういうことを踏まえた論点ですが、1 として食料自給率目標は、毎年度の国民の食生活の状況を示し、生産者、消費者双方の共通指針として認知度は極めて高い。

2 として、食料自給率の向上は基本法上位置付けられたもの。ただし、自給率の定義上、国産品の消費増に伴って、国内生産が増加するという、安定供給の理念に合致する場合だけでなく、市場規模が縮小することによって結果的に自給率が上がったり、輸入が途絶したために自給率が上がったりするような、国民経済や国内農業の発展とならずに自給率が向上する場合もあり得ることになる。

3 として、毎年（通常平常時）供給ベースで算出しているが、不測時には食生活の状況も変化すると見込まれることから、不測時の指標として必ずしも十分とは言えない面もある。

4 として、農業の健全な発展という観点から見ても、自給率の計算式において、国内生産量が含まれているものの、農業の担い手の状況、農地面積等農業の生産要素との関係が良くわからない。

解決の方向（案）ですが、論点2 としては、食料自給率の考え方・意味や、望ましい自給率の上がり方とは言えない場合があることなどを、国民に十分情報提供し、理解を求めた上で自給率を使用する必要があるのではないかとということです。

例えば7 ページをご覧くださいますと、畜産に関するカロリーベースと生産額ベースの貢献度の違いですが、下から3 つ目の畜産物で、緑とピンクでございますが、緑の生産額ベースの貢献度は22%ある一方、左側のピンクですが、カロリーベースでは6%の貢献度しかないということになっております。

10 ページ目をお願いします。

カロリーベースと生産額ベースの食料自給率について、論点の1 ですが、生産額ベースの自給率については、畜産や野菜などカロリーは比較的低位が、高付加価値農業を行っている農業のパフォーマンスが適切に反映される。他方、毎年の価格の変化に応じて変動しやすいことから、農業の生産力を適切に表しているのかという問題は残る。

2 ですが、更に、カロリーベース自給率とは違って、生産額ベース自給率の国際比較は行われていない。以上を踏まえて、カロリーベースの自給率の方が国民の認知度が高いのではないかと考えられる。

3 として、カロリーベースの自給率は、毎年の変化に着目しているため、不測時における食生活を前提とした指標ではない。このため、不測時において国内生産だけでどの程度のカロリーが賄えるかについて、別途試算が行われている。

解決の方向として、1 として、カロリーベースと生産額ベース双方の自給率について、平時の指標としても、不測時の指標としても、それぞれ限界があることを認識しつつ検討を進めていくべきではないか。

2 として、従来以上に生産額ベース自給率の普及を促進し、双方の自給率を併用していくことが必要ではないか。

3 として、このため、生産額ベースの食料自給率について、一定の前提を設けた上で、生産額ベースの国際比較を行えるかどうか検討してみるべきではないかとということです。

最後に生産要素との関係ですが、11 ページをご覧くださいますと、左に食料自給率という囲みがございますが、これは計算上、生産努力目標と望ましい食料消費の姿というものから導き出される。生産努力目標と望ましい食料消費の姿は、その右にあります取り組むべき課題、この解決を前提にした場合ということで、色々課題が挙げられております。

そこで、12ページの論点の1をご覧くださいますと、基本計画における生産努力目標については、品目別に技術面などの課題が示されているものの、農業の生産要素のうち農地・人に係る課題は詳しく整理されていない。

2として、将来像については、PDCAサイクルに即した検討を進める際に、現状から自然体で推移した場合の将来の状況が示されていないため、関係者の取組・努力により向上する部分が明らかではない。

解決の方向としまして、農業の生産要素（農地・人・技術）ごとに着目し、①として、現在の農地利用、農業従事者の状況、単収の状況からみて、自然体で将来の農業生産の姿がどうなるのか、また過去と比べてどうなのか、②は①を踏まえ、関係者の取組・努力の目標をどのように置くのかが明らかとなるように、農業生産力に関する指標ができないか検討してはどうか、こういうことでございます。資料5-5は以上です。

資料5-6と5-7ですが、資料6は前回もお配りいたしました。左側に4月の「農政改革の検討方向」、右側に農林水産省の検討状況を記述したものです。時間の関係上、詳しい説明は省略させていただきます。

資料5-6全体をまとめたものが5-7でして、これが農政改革特命チームにおける現時点でのアウトプットという位置付けになっております。若干どういふところが詳しくなったか申し上げますと、例えば、前回部会長からお話ございました中山間地の問題ですとか、先ほど説明しました所得増大というところなどについて手厚い記述になっております。大部なものを駆け足で恐縮ですが、以上です。

○鈴木部会長

どうもありがとうございました。

今、食料自給率の点についても詳しくご説明いただきましたので、前回神田委員から自給率の定義の問題等を指摘されて、企画部会や特命チームでもしっかりと議論に結びつけてもらうようにというご指摘があった点について私から補足する点はほとんどないんですが、今ご説明いただきましたように、神田委員もご指摘になったように、自給率の定義にはそれなりの問題があるので、そういう点とか限界についてはきちんと情報提供をしなければいけないという点と、これからは生産額ベースの自給率というものを同時に出していこうという点。それから、3つ目の点で、何故こういう話が出てきたかという点、目標が一人歩きしても絵に描いた餅になるので、それでは意味がないから、現状の農地とか人の状況、技術の状況がこのまま推移すればどの程度の生産力しかない。どんなふうにしてそれを踏まえて取り組んでいけばいいかという形で努力目標を考える、生産力を構成する生産要素の状況の推移から、どういう手を打てばどれだけのところまでいけるという形で積み上げて目標を考えるべきだというような視点もあろうかと思えます。

そういうことで、補助指標を作ろうということで、私も入りましてこれから一、二カ月のうちに検討することになっておりますので、これは基本的には品目別にそういう指標が試算されるという形になろうかと思えます。

その点だけ補足的に申し上げまして、続きましてもう1つ資料の説明をお願いします。家畜改良増殖目標の見直しの検討状況についてお願いいたします。

○菊地畜産技術室長

資料6を見ていただきたいと思えます。

家畜改良増殖目標については、別途、畜種別の研究会で検討しておりまして、乳用牛と肉用牛は

6月中に第1回目を開催しまして、前回の部会においてそれぞれの研究会で出された主な意見について紹介させていただいたところです。その後、7月中に豚、鶏、馬についてそれぞれ第1回目の研究会が開催されましたので、主な意見について概要を説明させていただきたいと思います。

別紙1を見ていただけますでしょうか。豚についてです。項目別に整理してありまして、肉質等については、消費者ニーズも考慮して肉質の改良基準を策定すべきではないか。特にデュロック種については、豚の中でもサシが入る品種と言われておりまして、肉質を示す指標を改良目標の中に盛り込めないのかというようなご意見。

それから、繁殖性については、繁殖成績が横ばい傾向にあるといった状況の中で、繁殖性とか哺育能力の重点的な改良が必要ではないか。

改良手法につきましては、ブリーダーの方が必要とする国内の純粋種の遺伝資源を円滑に活用できるようにするための国内のネットワーク的なものを構築する必要があるのではないかと。さらに、現時点ですぐ実用化できないにしても、遺伝子解析といった取組が将来の改良に必要ではないか。

そのほか、部位ごとの調理法を周知することにより需給の不均衡が解消されるのではないかとというような意見も出されました。

鶏につきましては別紙2をご覧くださいと思います。国産鶏の振興についてですが、現在は海外で造成された系統の利用がほとんどですが、国産鶏でも「はりま」とか「たつの」といった期待の持てる実用鶏が造成されており、これらの利用拡大を図るべきではないか。それから、国産鶏につきましては海外の育種企業に比べると母集団が非常に小さいので、系統数を絞り込んで育種規模を大きくすることによって育種改良を進めるべきではないかというようなご意見が出されました。

改良指標については、現状では肉のおいしさについて数値化した目標を掲げるのは難しいかもしれないが、将来的にはそういったことも数値化して目標にできるよう、おいしさについての評価手法を確立していくことが重要ではないか。

それから、肉質等につきましては、Mサイズ卵の上限の卵重である63g程度の卵を早く、かつ持続して産めるような鶏に改良していただきたい。

コスト削減については、増体成績が上限に達しているということもありますので、今後は育成率の向上に重点を置いてほしいというようなご意見が出されました。

その他の項目として、先ほどの豚と同じように、需要の低い胸肉等の調理法を普及することにより、需給の不均衡が解消されるのではないかとというような意見が出されました。

馬については別紙3を見ていただけますでしょうか。

農用馬につきましては、種馬の広域的利用とコスト削減のため、人工授精の普及が必要だ、それから、牽引能力による選抜手法も検討を進めていくべきではないかというようなご意見が出されました。

2番にありますように、乗用馬、競争馬につきましては、北海道和種馬とか木曾馬といった在来馬が日本にもいるわけですが、そういった在来馬の振興を図るべきではないか。あるいは、乗用馬については海外からの優良遺伝子の導入ということで、凍結精液の輸入も必要ではないかといった意見が出されました。

この後、8月5日にめん山羊の研究会を開催しますと、各畜種の第1回目の研究会が終了することになり、9月から11月にかけて論点整理、骨子案の取りまとめに着手していく予定です。簡単ですが以上です。

○鈴木部会長

どうもありがとうございました。

4 意見交換

○鈴木部会長

色々な資料を説明してもらいましたが、まず補足資料がありまして、主な論点（案）、これまでのご意見の概要などを踏まえまして、酪肉近の基本方針や家畜改良増殖目標の見直しに向けて、ご意見、ご質問など、ご自由に発言いただきたいと思います。

補足資料につきましては、前回ご質問いただいた委員に対する回答という形にもなっておりますので、今日ご出席いただいている方もいらっしゃると思いますが、まず、関係の委員を中心にコメントをいただければと思いますが、いかがでしょうか。

神田委員、お願いします。

○神田委員

補足資料の3ページの飼料作物の作付面積の拡大のところ、お答えいただきましたが、20年度の目標2万ha拡大に対して達成率が非常に低い。その理由が草地からの転換や一部農家の離農等もあったと述べられていますが、理由はこれだけなんでしょうか。21年度も非常に高い目標を持っているわけですから、見通しがまだわからないので、その辺をもう少しお聞きできればと思いました。

畜産物の高付加価値化ということで、かなりボリュームがあるような気がいたしますが、今回の資料を見て、高付加価値の中身、考え方をきちっとしておかなければいけないのではないかと思います。国内産の飼料が少ないから増やしていこう、水田を有効活用しながら増やしていこうという目的を持ってやっていると思いますので、そのこと自体が高付加価値であるようにとられてはいけないのではないかと思います。例えば、お肉が高付加価値と言えるだけの中身がある場合はいいと思うんですが、飼料用米を使っているから、色々な連携がとれているから高付加価値というのは、私は違うのではないかと思います。国としても継続的、安定的な支援をしているわけですから、国内産の飼料で畜産をするという本来の姿に近づけていくということだろうと思いますので、そのこと自体が高付加価値ではないと思います。

協議会の聞き取りなどの資料を見ましても、畜産物価格が108%程度ならいいのですが、500%なんていうのがありますと、本当にこれが適正な値段なのだろうかと思ったりしますので、高付加価値の中身についての考え方をしっかり押さえておかないと、本来の目的からぶれてしまうのではないかなと思っていて、国内産の飼料用米を使っていくことは非常に消費者も期待しているわけですから、ずれてこないようにしてほしいと思っています。以上です。

○鈴木部会長

どうもありがとうございました。どうぞ。

○近藤委員

飼料用米については私も大分意見を申し上げたかと思いますが、今日のご説明ありがとうございました。

神田さんとは若干違うんですが、すべての畜産物が飼料用米を使ったものになるわけではなくて、飼料用米を使ったものと、従来のもので、両方あってしかるべきだと思うんですね。飼料用米を使った場合にはこういうメリットがあって、こういう耕畜連携の姿があり、それは従来のもので違っ

てこれだけのメリット、デメリットがあるよということが明確にならなければならないと思います。今日はデメリットのところ有余りご説明がなかったようなので、いいことづくめの話が出てくると、「実は」というのがあるのではないかと心配になります。

例えば、一番大きい補助金のあり方とか。せっかく耕作放棄地を水田以外の作物にしていたにも関わらず、それではこっちに戻ってこようと思ってやり始めたら、補助金制度が終わってしまったので戻るにも戻れないとか、そういうようなことになっては困るという話をきちんと説明できるようにしていなければいけないのかなと感じました。

それから、最終商品の高付加価値ということで、8ページに、飼料用米を使った卵であれば色が白くてわかりやすいけれども、脂肪酸やコレステロールが云々ということが本当に科学的に説明できるようになれば、飼料用米を、国産の飼料を使っていて多少高いんだけど、安い従来の卵と比べてそれだけの意味があるよと。実際、現状でも1個10円のものから400円の卵まであるわけですから、それはそれで使い分けていくのであって、すべて飼料用米の卵・畜産物にいくということではないという前提でお話を聞きますし、多分それは全体の1割とか2割とか3割とか、その程度のことなのかなと思えば、こういう方向でいいのかなと思います。逆に言えば、間違っても飼料用米を使って従来の卵と同じような売り方はするなということですよ。それでは消費者のニーズは全く生まれないという気はいたします。

それから、今日のご報告のとおり、耕種農家と畜産農家が色々な形で連携することによって地域の活性化が行われるのであれば、農家の担い手が豊かな気持ちでやっていける1つの方向になれば望ましいなお聞きいたしました。とりあえず以上です。

○鈴木部会長

神田委員、どうぞ。

○神田委員

私も補足させていただきたいんですが、メリット、デメリットを明確にするということは基本だと思うんです。私が心配したのは、10ページに5年後についてコメントがありますが、高い価格で販売する。多少高いというのはいり得るんでしょうけれども、べらぼうに高いとなるとやっぱりおかしいので、その辺はきちっと高付加価値の意味を捉えておかなければ、元々の目的がおかしくなる。国が支援をしていることの意味というものが消費者から見るとわかりにくくなると思いますので、高い価格のレベルが問題になってくると思っておりますというのが言いたかった点でございます。

○鈴木部会長

ありがとうございます。どうぞ。

○萬野委員

資料3の1ページの牛群検定のメリットの部分で、ご説明の中ではネット(?)で120万円という説明だったのですが、逆に、120万円メリットがあっても普及が思ったようにいかない原因があるのかどうか。その辺は調査されているのかということが疑問になりました。

もう1つ、3ページで、小林室長もちょっと説明されたんですが、作付面積が4,300ha拡大した。青刈りとうもろこしが約9万haに拡大して、稲発酵粗飼料の部分が約9,000ha、青刈りと稲発酵の部分が約10万ha。全体では4,300ha増えたということは、何かを食ってしまったと考えていいのかどうか。何か農作物が転換したというのであれば何が減ったのか教えていただければと思います。以上です。

○鈴木部会長

どうぞ、小野委員。

○小野委員

飼料用米のことにに関して、基本的な概念をお話ししておいた方がいいと思うんですが、飼料用米というのはとうもろこしの代替で使われるという前提でお話しされていると思うんですが、とうもろこしは100%輸入ですが、日本全国で年間1,200万トン使われているわけです。仮に10%がお米に置き換わるということでも120万トン。120万トンが本当に日本の国内で生産できるとして、多分、山西前会長も同じことを申し上げたはずですが、1つは価格の問題、価格競争力が必要です。とうもろこしに極めて近い価格でなければまずい。

また、実は日本にも輸入米というのがありまして、総合食料局が輸入米を飼料用に使ってくれということで、わずか数千トンなり1万数千トンの単位ですが、飼料メーカーが買い付けて使おうとしています。しかし、これは物流のシステムの問題なんですけど、きちんと受け渡しがなされていないという現状がございます。わずか1万数千トンのものがなぜ流通ができないのか。1つには品質の検査、カビ毒その他の検査の問題もあるかもしれませんが、システムが全然できていない。そういう状況から考えると、50万トンにしても、100万トンにしても、流通のシステムがきちんと構築されないとできないのかなと思っております。

それと、栄養学的にいうと、飼料メーカーによって多少意見が異なると思いますが、とうもろこしが100%米に置きかわるといのは、配合飼料の組成からすると、栄養成分的にはあり得ない。畜種によりますが、10%から30%の割合が限界かな。30%といっても、先ほど申し上げましたとおり単純計算で360万トンですから、結構なボリュームですが、そういう前提でお話をされているのであればよろしいのですが、お聞きしていて気になったものですから申し上げました。

○鈴木部会長

どうもありがとうございます。

それでは、ここまでの点で事務局からコメントをいただけますでしょうか。

○大野畜産振興課長

畜産振興課長です。

まず、神田委員から初めにご意見があった部分です。

飼料作物の作付面積が拡大した理由は書いてあるけれども、数値目標の乖離が大き過ぎるのではないかというお話でございました。私ども、10年ぶりに減少から増加に転じたということで、減るトレンドのところを伸ばして4,300ha増やしているというのが去年の状況です。今年も2万haと拡大の目標を立てておりますが、前回も申し上げましたが、全国一本ではなくて、地域ごとに目標数値を設定しており、これをベースに進めていきたいし、また、そういうやり方によって分析もし易くなっていると思っています。目標達成に向けて頑張っていきたいと思っています。

それから、高付加価値化ということです。実際に飼料用米を使えばオレイン酸が増えるとか、品質上の高付加価値化も期待できるわけですが、私どものセールスポイントは国産原料を使っているところが一番のアピールポイントではないかなと思っています。高付加価値という言葉が適当なのかどうか、ここのところは考え直す必要はあるかと思いますが、国産のものを使って畜産物を作っている、これが訴求性があるのではないかなと思っています。

それから、近藤委員からメリットばかりでデメリットが書いていないではないかというお話がございましたように、一番大きなところは財政的な支援をさせていただいているのと、もう1つは、

小野委員のところに関係すると思いますが、去年で1,611ha、単収600kg/10aとしても1万トンぐらいの水準で、地域内で利用するという取組が多いわけですが、将来的に増えてくれば加工・流通体制の整備がウィークポイントだと思っていまして、こういうウィークポイントを潰していくことが重要ではないかと思っております。

それから、神田委員から、べらぼうに高いのはどうかというお話がございました。飼料用米が増えてくると地域の連携というのがアピールになってくると思います。ですから、べらぼうに高いというのは、消費者の方々が地域での協力・連携関係に賛意を示して高くお支払いいただいているんだらうと理解しておりますが、もちろんお米を使えばものすごく品質面で優れているというような過度のPRがなされないように注意していく必要があると思っております。

それから、萬野委員のお話にございました牛群検定、40頭規模で120万もメリットがあるのに何でやらない人がいるのか、原因を分析しているのかということでした。牛群検定をやっておられない方を対象にアンケートをとったところ、面倒くさいという方が12.4%。それから、後継者がいないからというのが6.4%。規模が小さいからと言われる方が9.9%。面倒くさいというのが大前提になっているのかもしれませんが、面倒くさいから、後継者もいない、規模が小さい、だから牛群検定に取り組まないということなのかなというアンケート結果になっております。

それから、小野委員のお話の中で、飼料用米につきましては価格競争力というのが大事だと思っております。繰り返しになりますが、地域の連携、あるいは国産の飼料を利用している、こういったメリットが訴求性があると思えますし、ご理解が得られるところではないかなと思っております。

それから、輸入米について非常にデリバリーが遅い。MA米についてお話がございました。これは、小野委員のお話にもございましたように、カビ毒の検査をやっているということで、しばらくMA米は販売しておりませんでした。7月から再開しました。私ども、再開したとっかかりの事態だと思っております、非常に申し訳なく思っているところですが、8月中に体制を整備して、9月からは円滑にご希望どおりの数量がお手元に届くように考えているところでございます。

以上です。

○小林草地整備推進室長

少し補足説明をしたいと思えます。

高付加価値化の中で、通常の畜産物価格と比較して500%というのがあります。11ページのところのA協議会というのがありますが、ざっくり言えばトキワ養鶏というところで、1個100円で販売しています。普通の卵との価格差が80円ということですが、飼料の中身を見ますと飼料用米の割合が確か6割近く、ずば抜けております。そのほかにも国産の飼料を使っていまして、飼料における国産の割合が7割というトータルのアピールをしまして、そのコストを卵に反映させるとこういう価格に現状ではなってしまう。この500%を除きますと250%程度の水準になっている状況です。

それから、小野委員のお話にもありました飼料用米でどれだけ置き換えられるのかというのは確かに難しい問題です。おっしゃられるようにとうもろこしの1割ですと120万トン、面積で換算しますと、800kgの反収があったとしても15万ha。現状、水田を飼料用向けに利用しているのが10万haですから、それを上回るものを新たに求めなければならないというのが現状です。私どもとしては大切に使っていただきたいという思いがございます。

それから、萬野委員から、増えたものと減ったものは、何かというお話がありました。私どもの資料がわかりづらかったかなと反省していますが、例えば3ページで、トータルでは2万ha増やす

という目標です。青刈りとうもろこしのグラフは現状の作付面積のグラフです。増えたものを品目別に見てみますと、青刈りとうもろこし、青刈りの麦類、それからWC Sなどのその他の飼料用作物が増えておりまして、増えたものだけ足しますと9,000haぐらい増えているわけです。

減っている方ですが、牧草がとうもろこしに代わったということで、4,300haぐらい減っております。その他、一部ソルゴーとかが減っておりまして、合わせまして、増えたのが4,300haです。

神田委員から、もっと他にも原因があるのではというのはその通りだと思います。作物の中だけで見ましても、増えた、減ったが地域ごとにあると思います。そういう状況をよく現場から聞いて現状分析していきたいと思っております。

○鈴木部会長

どうもありがとうございます。

それでは、引き続き意見をいただきたいと思いますが、今日欠席された委員から書面で意見をいただいています。皆さんにお配りいただいているわけですね。

では、ちょっと解説していただけますでしょうか。

○山根畜産総合推進室長

では、代わりに読み上げさせていただきます。

まず大藪委員からです。

『第1に、自給粗飼料100%を目標に飼料増産の進捗状況を提示してありますが、現在、酪農家は輸入の良質粗飼料を給与することにより乳量・乳質の改善を行ってまいりました。チモシー、アルファルファ、オーツヘイにかわる国内の粗飼料はどのようなものを考えておられるのか。また、現在新しい品種を研究中かどうか。』

第2に、稲WC Sにおいては、水田フル活用により増産は目標を達成していますが、酪農家が見える量までは達していません。今後も稲作農家が安心して飼料稲の作付ができるよう、価格及び助成金の確保が必要です。

第3に、青刈りとうもろこしの作付面積が拡大され、コントラの組織も拡大してまいりました。しかし、都府県の酪農家の多くがコントラを利用できない畑で作付しているのです。コントラクター組織と同じような形で小規模農家が見えるような受託組合ができたらいと考えてみます。また、コントラの利用料金がなくて利用できないとか、トラクターの買い換え時期にきている組織への助成等も考えてほしいと思います。西南暖地において粗飼料の取り入れ時期は雨との戦いです。雨に左右されずに牧草調製ができる品種、また、専用機械の導入がスムーズにできるよう望みます。』

ということです。

もう1枚、富士委員からいただいております。

『現在、農薬登録制度の見直しを検討中と聞いています。農薬の登録を食用と飼料用に区分し、飼料用に登録されなければ飼料の使用を禁止するというものですが、以下のような懸念があります。』

①例えば、稲わらの場合、耕種農家の主目的は食用ですから、食用として登録された農薬を使用することになります。もしもその農薬が食用のみで登録されていた場合、稲わらは、飼料としては使えません。

②しかし、農薬メーカーとしては、飼料用としての農薬登録は、コストのかかる割に需要が少ないことから前向きにはなりにくいと考えています。

③また、これまで食用から飼料用に回してきた規格外大麦・小麦、またビートパルプ、米ぬかなども同様に飼料として使えないこととなります。

④この規制は飼料のほとんどを占める外国産には適用しないため、この検討案では、輸入拡大を促進しかねません。ついては、飼料自給率の向上に向けて、歯車が逆転しないよう、現場実態を踏まえた十分な検討が必要です。』

以上です。

○鈴木部会長

どうもありがとうございました。

それでは、これも踏まえて、また後でご回答があればお願いします。

引き続きご出席の委員の皆さんからご意見、ご質問等をお願いします。

どうぞ。

○向井委員

資料3の4ページですが、水田肉用牛放牧の頭数増加のところで、目標を大きく超過という表現が使われているんですが、飼料用米あるいは発酵飼料等の作付を増やすと同時に、この放牧頭数というのは具体的にはどのぐらいまでを目標値として定めておられるのか。といいますのは、これは今後の我が国の肉用牛の能力のあり方に非常に大きく関与しますので、お伺いしたいと思います。

もう1つは、水田だけではなくて、従来の放牧地の更なる利用といいますか、水の問題あるいは環境の問題等、なかなか利用しにくい状況があるということもお聞きしますので、そこら辺をどのように考えられるのか、あわせてご意見をいただければと思います。

○鈴木部会長

他に、いかがでしょうか。

飛田委員。

○飛田委員

生産現場からの考え方といいますか、牧草からコーンにする。先ほど萬野委員からもお話があったように、現場は牧草の飼料価値、コーンの飼料価値、それぞれ価値があるわけですね。今までは輸入飼料に頼ってそれを補充してきたということですが、輸入飼料がこれだけ高くなった。飼料用米もそうですが、コーンの作付体系をどのように変えていくか、例えば北海道ではコーンができないところもあるわけです。そういうことも踏まえて、飼料価値を念頭に置いた対策をどう作っていくかということが基本にないとだめだ。こういう状況だから自給飼料を何とかしないといけないということはあるんですが、飼料価値を分析して、その部分をどのように生かしていくかということが基本にないと、なかなかうまくいかない。

私も現場で色々話を聞き、例えば搾乳牛で話をすれば、どのように良質な飼料を生産するかということと併せて、飼料価値の問題をどう解決するか、これが大きな要素なんですね。そのことを将来日本としてどのように取り組んでいくのか。

今、大豆、とうきびを輸入して飼料にしていますよね。これをどの程度振り替えていくのかという大きな目標を作らないと。そして、例えばコーンができないところをどのような形で作り上げていくのかということがないと、うまくかみ合っていない。

もう1つ、米については、畜種によって使用度合いが違うわけです。乳牛は、私が知っているところでは、例えば5%以上食べさせたらだめですよという話もあれば、10%食べさせてもいいよという話もあるんです。鶏や豚は、何パーセントかわかりませんが、7割、8割食べさせてもいいよという話もあるわけです。ですから、それぞれの家畜の特性をちゃんと把握した上で、飼料用米にトライする。あるいはホールクロップサイレージはまた別の感覚として必要な部分もある。実はど

うするのか、例えば乳牛でいえばそういう制約もある。これらも踏まえた中で飼料用米の飼料化の問題を解決していかなければならない。

もう1つは、飼料用にしたときに、飼料用米を作る農家が採算が合うということが基本で、国もいろいろ手を組んでいただいておりますが、そういう問題がきちっと解決していく方向を作っていないとならない。全部自給できるわけではないですから、この部分をこうしていくんだというシミュレーションを作らないとうまく進まないだろう。飼料用米を作る農家が採算が合わないよということでは作らないのが現実ですから、そういうことを十分議論していかないと。これからの世の中、世界的にはお金を出しても食料は売ってくれなくなる時期が来ることは間違いないと思っていますので、自給率を上げるということについては、後ほど色々お話をさせていただきますが、私はそういうことを大事にしていかなければならないと思っております。

○鈴木部会長

どうもありがとうございます。

萬野委員。

○萬野委員

今、お話があったように、牛に関しては、飼料穀物も大事な要素なんですけど、それ以上に粗飼料もないと牛は飼えないということもあります。特に、肉牛の方は割合としては少ないですが、酪農を考えると粗飼料が不可欠ですし、日本の牛用の飼料原料の中で粗飼料が一番コストが高いと認識しております。その粗飼料を担う牧草地が4,000haも減ったというお話を聞いてかなりショックを受けまして、一部、稲発酵粗飼料なり青刈りとうもろこしが、粗飼料的な部分もありますので、置き換わっているんだと思いますが、全体的には国産の牧草の供給が細るということは、僕の認識から言うと、輸入粗飼料に置き換わってしまったとしたら意味があるのかと思います。

国内で穀物原料になるものを増産して粗飼料を減らしたら意味がないのではないかなと思いますし、生産現場からいいますと、粗飼料と飼料用穀物のバランスを見ると、粗飼料の方が国産であるべきだと認識していますし、農林水産省の長期目標も国産粗飼料100%という目標を立てられている中で、この結果はかなり問題があるなと思います。

また、物流のコストとか色々考えても国内で牧草が生産されるべきだと思いますので、その辺はなかなか難しいと思いますが、バランスを取りながら、粗飼料も含めて国内飼料原料を増産するというような取組をしていただきたいと思います。

あと、付加価値の点で委員の方々からご指摘があったと思うんですが、高付加価値というのは何かなと。我々生産者から見ても、どういった飼料原料を食べたとか履歴を公表するということが1つのキーワードかなと思っております。そういった意味からしますと、現在、生産情報公表JAS、牛肉、豚肉のプログラムがありますが、なかなかこれも普及していない。今後、畜産用のHACCPなりGAPも制定される状況からいいますと、生産者側はかなり問題があると思うんですが、消費者の望まれている状況を認識できるような指導なり、安心安全をテーマにする情報をもっと発信できるような経営が広まらないと高付加価値にはならないのではないかなと思いますので、そういったところの今後の取組についても教えていただけたらと思います。以上です。

○鈴木部会長

どうもありがとうございます。

では、ここで一度回答をいただけますでしょうか。

○大野畜産振興課長

まず、向井委員から水田放牧の目標をどこまで考えているのかというお話がございました。これは、今回も目標を上方修正しているのですが、頭数規模が多ければ多い方がいいということで、今回も5,000頭の目標が6,519頭となっていますが、とりあえずのところは、マキシマムがどこまでかというよりも、増やせるだけ増やしていこうという形で取り組んでいるのが正直なところでございます。

それから、飛田委員から飼料価値をどう見るかというお話がございました。牧草からコーンに転換している。ただ、コーンができない地域も北海道にはある等々のことをおっしゃっておられると思いますが、まさしくそうでした、大前提として粗飼料自給率100%を目指しておりますが、草地の整備もございますし、改良もございますし、青刈りとうもろこしの作付拡大もございますし、稲もホールクロップサイレージも飼料用米もある。様々なものをトータルで考えて、飼料自給率100%という高い目標を掲げて、目指していきたい。

そういった中で、面積を作ればいいというのではなくて、今もどの事業もそうさせていただいて、逆にそれが評判が悪いところもあるんですが、どういものができているのかという飼料分析をやる必要があると思っていますし、一歩進んで、飼料分析結果に基づいて、どういふうに作ればいいという技術的なフォローアップも必要だろうと思っています。そういう面で、そこら辺のところを力を入れていけというご意見として受けとめたいと思います。

それから、給与割合についても、先ほど小林室長から申しあげましたように、畜種によって、またやり方によって飼料用米の給与可能割合がございますので、これも昨年、研究会の中で一定の数字を出ささせていただいていますが、こういうところも、間違ってもアシドーシスになったりということのないように、給与方法についても丁寧に解説していきたいと思っています。

それから、萬野委員からお話ございました草地が減っているということは、私どももこれは残念な結果であり、問題だと思っております、今年も草地の整備ばかりでなくて、改良していく。草地はほったらかしにすると荒れてしまう。改良するには金がかかるから放置しておくかというのではなく、改良するための支援策も強化していますので、こういった方向で進めていきたいと思っています。一昨年来、穀物の価格が高騰したというのがクローズアップされましたが、実はより問題かもしれませんが、粗飼料の需給も非常にタイトでしたし、価格も非常に高かったということで、生産面と併せて、国内でも粗飼料を広域流通している例が、少ないけれどもうまくいっている例があるので、その前提として生産振興して他の地域に回せるようにというのがありますが、粗飼料が国内で広域流通できるような取組を支援していきたいと考えておまして、今月中に広域流通システムのモデルについて会議を開催する予定にしており、萬野委員にもこの委員になっていただいておりますので、ご指摘のところを踏まえてやっていきたいと思っております。

○小林草地整備推進室長

萬野委員の草地が減ったというところで少し補足をしたいと思いますが、草地更新をしてよりいい草地にしていくという取組が北海道で加速度的に取り組まれています。

草地を更新するというのは土地を起すことですが、初年度、2年度、3年度ぐらい、青刈りとうもろこしに置き換えるということがよく行われます。草地更新をしながら、最初は青刈りとうもろこし、その後また草地として復活するというローテーションが組まれて、その農家にとってはトータルとして粗飼料の生産量が増えることを期待されてやっているわけです。

私どもとしては、本来は草地以外のところを含めて面積が拡大していくことを前提に進めているわけですが、青刈りとうもろこしが完全に草地をつぶしていくという形態では必ずしもな

い例が結構多いということも紹介しておきたいと思います。

○鈴木部会長

ありがとうございます。

先ほど紹介いただいた欠席委員の関係について、何かコメントがあればお願いします。

○小林草地整備推進室長

大藪委員から3点ほどいただいております。

最初に品種の話がございます。チモシー、アルファルファなどをどう考えていくのかということで、オーチャードなりアルファルファ、または青刈り用のとうもろこしなり、独立行政法人が、品種を開発しております。地域にどれが合うのかということも地域の試験をしながら進めているところです。大藪委員は熊本でございますので、そちらの方にもどんなものがあるか確認しながら進めていくという状況です。

2番目のWCSで、畜産の立場からということでしたが、補助金が畜産に十分行き渡るようにという趣旨だと思いますが、私どもとしては、WCSが積極的に進んで、先ほどご紹介したように面積も予想以上に広がっております。ただ、主食用、それから麦・大豆の産地とバランスを持ちながら推進していくという施策で今後とも進めていきたいと思っております。

3点目、コントラクターの話がございます。コントラクターはぜひ健全に育成していかなければならないと真剣に考えております。私どももコントラクターの機械の買い換えの時期にきているということも認識しております。今年でいえば2分の1のリースでコントラクターに対しては手厚く支援をしたり、コントラクターの経営の高度化をするための協議会をこの夏から立ち上げて、この問題を解決していきたいと思っております。また、そういう方向で、本州でも北海道でも利用できるコントラクターを作っていきたいと考えております。

○鈴木部会長

ありがとうございます。

○池田畜水産安全管理課長

富士委員からのご意見で農薬登録制度の見直しについてですが、あいにく今日消費・安全局の担当が参っていませんので、私が代わりましてお答えさせていただきたいと思っております。

まず、現在行われています農薬登録制度の見直しの検討の趣旨あるいは概要ですが、畜産物における農薬の残留基準値、これは食品衛生法に基づいて定められているわけですが、それぞれデータに基づいて定められているというよりは、ほとんどのものがいわゆる一律基準ということで適用されているという現状にあります。従いまして、農薬を使った国産飼料を給与することにより、農薬の種類によっては畜産物中の残留農薬の濃度が基準を超過することが考えられます。こういったこととなりますと畜産物あるいは飼料用作物の振興に大きな問題を生じる事態が懸念されますので、それを避けることが必要になるということでもあります。

そのために、例えば飼料用作物の利用促進に対応して、今申し上げたような問題を解決するために必要なデータを要求していき、OECDが定めているテストガイドラインを我が国に適用できるように検討しているということでもあります。改正に当たりましては、データが提出されたものから順次評価を行い、必要に応じて使用実態を反映した畜産物の残留基準値が設定されるように厚生労働省にも働きかけていこう、あるいは制度導入に当たっては経過期間を設けていく、それで農薬メーカーに対してデータ作成を促していく、こういうことによって国産の飼料生産と病害虫の防除の両立が可能になるように今検討しているということです。

富士委員からも、現場実態を踏まえて十分に検討をとというご意見ですので、当然ながら関係の方々とお話をしながら進めていきたいということです。以上です。

○鈴木部会長

どうもありがとうございました。

今の説明も踏まえまして、別の点でも結構ですが、ご意見はありませんか。

浅野委員、お願いします。

○浅野委員

難しい話ではないんですが、これまでの畜産部会におけるご意見の概要の3ページに、メーカー側から見ますと誤解されては困るなと思う文章がありましたので。

国際化の進展に対応し云々の(1)の酪農・肉用牛経営の所得の増大の中に、乳業3社が寡占化する中で云々、乳価交渉力が弱いために交渉団体をくっつけた方がいいのではないかということが書いてあるんですが、確かにこういう意味のご意見があったという記憶はあるんですが、我々乳業メーカーとしては、乳業の事業運営上、酪農と乳業は車の両輪と考えておまして、決して酪農と乳業が対立軸にあるとは考えておりません。常に日本の新鮮な牛乳を守るために一緒になってやるべきだと思っておりますので、この辺のところは誤解のないようにしていただきたい。

ただ、酪農家が現実に2万4,000戸まで減っています。私が明治乳業に入ったときは35万戸ありました。それが今は10分の1の2万4,000戸まで減っておりますから、それを指導し、守る農協側の方、あるいは生産者の団体の方も、農家の数に合わせたスリム化という意味でやっていく必要があるのではないかなと思っております。乳業側も200、300という牛乳会社がありますが、これも国際競争力から見たらいかなものかなと思っております。これについては農水省のご指導、あるいは我々乳業協会も再編合理化すべきということで取り組んでおりますし、生産者側、乳業者側、両方とも国際競争力を付けるためにも、あるいは消費者の方に安くて安全なおいしいものを届けるためにも、コスト削減、効率化に取り組むことが大切だろうと思っておりますので、そういう意味で取り組んでおりますというふうにご理解いただければありがたいなと思っております。

○鈴木部会長

どうもありがとうございます。

今のような点を含めて、今回お示しいただいておりますご意見の概要の論点の部分につきまして、今日ご議論いただいた点も加わっていくわけですが、書いていただいている中で足りない点や、誤解があるのではないかなというような点も含めて、このペーパーにつきましてもご指摘いただければと思いますが。それ以外でも結構ですので、更にご指摘いただければと思います。

神田委員、どうぞ。

○神田委員

高付加価値のところ、実際にどれだけ使われているのかということがわかるようにして欲しいということで、先ほど公表JASのことがありまして、それも1つの方法ですし、そこをしっかりとやってほしいと思いますが、前回の部会でいただきました資料の中に、例えばこめ育ち豚とか、やまと豚米(まい)らぶとか、こめたまごとかいうのが既に出ているという紹介がありました。その中に、物によっては何割使っているということがきちっと書かれているものがありますので、パーセンテージ表示とかいったことも、義務付けるという強い言葉ですが、ルール化するというんでしょうか、そういったことが伴っていく必要があるのではないかなと思っておりますので、検討していくべきではないかなという意見です。

その時に、今日最初にご説明がありましたJAS法の表示の部分、消費者庁への移管のお話でしたが、例えばこういったものを表示する基準を作る場合にはどこの担当になるのでしょうか。

○平中表示・規格課付兼消費者庁・消費者委員会設立準備室参事官補佐

ご説明しましたとおり、食品表示基準全体について消費者庁で担当するという事ですので、その中で検討していくことになるかと思えます。

○神田委員

そういったときには、中身は農水省の方がわかっているわけですから、資料提供なりをしていくという関係があるということですよ。

○平中表示・規格課付兼消費者庁・消費者委員会設立準備室参事官補佐

そのとおりでございます。

○鈴木部会長

よろしいでしょうか。

○川島動物衛生課長

先ほど萬野委員から、高付加価値化の中の、私どもが進めております生産農場でのHACCPの取組に関しても消費者の要望なりがきちんと認識できるように進めていくべきではないかというご意見があったかと思っております。ご指摘ありがとうございます。

私ども、HACCPの取組は過去10年ぐらいにわたり調査事業からモデル事業と進めてきておりまして、昨年度、ようやく認証基準のガイドラインの案が出てきましたので、これから実際にどういう形で認証するか、関係団体の方々のお話もお伺いしながら進めていきたいと思っておりますので、先ほどのご指摘も踏まえて対応していきたいと思っております。

○鈴木部会長

どうもありがとうございます。

それでは八巻委員、お願いします。

○八巻委員

私から、どちらかという委員の皆様方に対して、北海道が取り組んでいる酪農・畜産施策の中の担い手対策のうち新規就農者対策について、1つ事例をご紹介したいと思います。

北海道は広い土地と冷涼な気候に恵まれている土地柄で、都会で生まれ育った若い人たちが北海道で酪農を営んでみたいと希望する土地でございます。ただ、酪農という農業を新規に始めるとなれば、幅広くかつ奥行き深い技術の習得に加え、1つとして農地、牧草地ですね。2つ目として畜舎などの酪農施設。3つ目として農業関係機械一式。4つ目として家畜、乳用牛という、生産材ということになるんでしょうけれども、多額の投資が必要な分野であると思えます。これに当面の運転資金や住居が必要になってくるわけですが、こういったものを一揃い揃えることは若者にとっては極めて高いハードルになります。

一方では、高齢化あるいは後継者不在ということで経営の継続、農場の維持が困難になっている酪農家もありまして、北海道では両者のニーズをマッチングさせるシステムに取り組んでいるところなんです。

私どもではそのシステムをリース農場制度と言っているんですが、具体的には、まず農地と畜舎などの酪農施設については、離農農場を国の農地保有合理化事業で5年間リースを受けてもらいます。この事業では借り受ける新規就農者の負担が軽減されるように国などにより助成措置がなされ

ております。次に、傷みが激しい酪農施設あるいは牧草地については、今後の営農に支障が生じないように改修とか整備をしてもらい、更には中古の営農機械、あるいは家畜、乳牛を購入して確保してもらって、一括してリースを受ける。

こういった一連の整備については国の「強い農業づくり事業」の支援を受けることとなりますので、新規就農者の負担は2分の1になりますし、残りの2分の1、自己負担分については無利子になるよう、道と市町村、農協で利子助成をするというふうにしております。また、運転資金につきましても、無利子・無担保・無保証人の就農施設等資金といった資金の借り受けができるというふうになっております。

それから、新規就農者はリース期間終了後の5年後に一括譲渡を受けるというふうになりますが、中古の機械とか家畜についてはリース期間中にほぼ償却されます。従いまして、主として農地と酪農施設が譲渡の対象となります。その際にも利子軽減措置がなされているスーパーL資金の融資を受けることができるというふうになっております。住宅については、新規就農者の自己資金で賄ってもらっております。助成対象としておりませんが、地元の関係者で様々な支援がなされていると聞いております。

システム関係を説明をしましたが、新規に酪農を開始するために必要な道具、ツールといえますか、一括して取り揃えたリース農場制度というのは、先ほど申しあげました農地保有合理化事業、強い農業づくり事業、制度金融を骨格として、道、市町村、農協の支援を効果的に組み合わせていることがご理解いただけたかと思えます。

新規就農者は、農場実習あるいは研修といったところで経験しておりますが、自らの責任で初めて農場を切り盛りすることになりますし、一方では地域の仲間との共同生産活動にも参加するというので、経営的にも精神的にも負担が大きなものがありますので、それらを軽減する5年間のリース期間はとても意義のあるものになっているのではないかと考えております。

このリース農場制度は昭和57年から拡充に努めながら取り組んできていまして、およそ毎年度10件程度の新規就農者がこの制度で酪農を始めており、20年度現在255名の実績となっておりますし、近年の新規参入者の大体3分の2ぐらいのウェイトを占めております。新規就農者がそれぞれの地域の酪農家に対して、放牧酪農への取組とか、ヘルパー組合の活性化という面で新しい風を吹き込むといった事例も多くありますし、単に数値ばかりの成果にはとどまらないものがあるのではないかと受けとめております。

おしまいになりますが、残念なことに道の財政事情は極めて逼迫した状況にございまして、財政当局からは、すべての事業の聖域なき見直しという観点で見直しが進められております。しかしながら、私どもとしては、リース農場制度というのは優れた担い手の確保といった観点から何としても引き続き維持しなければならないと考えております。そういった意味で、国におかれましては強い農業づくり事業の予算確保など、新規就農対策に対して引き続きご支援をいただきますようお願い申し上げます。北海道の取組を紹介させていただきます。以上です。

○鈴木部会長

どうもありがとうございました。

○平中表示・規格課付兼消費者庁・消費者委員会設立準備室参事官補佐

先ほど神田委員のご質問に対して説明が不足していたかと思ひまして、若干補足させていただきますと思います。

JAS法に基づく品質表示の義務付けについて、どこの役所が担当するのかということについて

は、ご説明しましたとおり消費者庁で一元的に担当させていただくこととなりますが、様々な表示の仕組みというのは法律に基づく義務だけではございません。例えば、先ほど説明いたしました資料3、補足資料の最後のところですが、左側の枠のところ任意表示、例えば和牛のガイドラインに基づく和牛の表示は農水省で推進と書いておりますが、事業者の自主的な取組に基づく表示の推進、またはそれを国としても支援していくということについては引き続き農林水産省で推進していくことしておりますので、このような自主的な取組、ガイドラインによる協力と法的な義務づけというものを連携してやっていければと思っております。

○鈴木部会長

どうもありがとうございました。

それでは、近藤委員。

○近藤委員

また神田さんと意見が違うところでもあるんですが、最終畜産物に対する飼料用米の使用率に関する考え方ですが、たかだか10%そこらで高付加価値などと言うなという意見も確かにあると思いますが、私も、当初余り情報がなかった時には、それでは消費者を騙していることにならないかと、確かに感じました。水田の利用ということに関していうと、10%がどれだけの意味を持つのかというところをしっかりと情報提供していかないと、先に10%で1個500円の卵を売るなんてと異常さを消費者に持たれてしまうと、反発を買って、説明が後手後手に回っていく可能性があると思うんです。ですから、国産の飼料用米をえさに使うということの、たかが10%、されど10%なんだということをしかりと先に情報提供していくことが、この問題を定着させる非常に大きいステップではないかと思っておりますので、その辺について十分検討していただかないと、後から言い訳をすることになると問題になると思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

もう1つ、別の話で、富士委員のところですが、さっき一律基準だというご説明があったと思うんですが、ただの制度の仕組みではなくて、真に科学的に安全なのかどうかということがベースにならないと、こちらで登録されていないものは使えませんよという仕組みだけでいくと本末転倒になってしまいかねないので、添加物とかでもありますよね。欧米では認められているけど、日本ではたまたま申請されていないから、許可されていないから法律違反になる。ポジティブリストの問題もあります。その辺をきっちりわかるように、真に科学的に判断をしていただければありがたいなと思っております。

もう1つはカロリーベースの話ですが、日本人はカロリーベースで自給率が40%にいく、いかにいいということで、ある意味では数字をごまかして聞かされているような気もするところがありまして、日本は余り食べないものを欧米と同じカウントでカロリー計算されてよかったのかどうか、見直されるのは非常にいいことだと思いますので、この辺についても正しい知識を与えていかないと、日本は変な国だ、困った国だということばかりが広がっていかないように正しい情報の提供を、これも食育だと思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思っております。

○鈴木部会長

どうもありがとうございます。

松木委員。

○松木委員

資料3に飼料用米の実態の聞き取り調査ということでおまとめいただいている、アンケートではなくて聞き取りですので、もしかしたらもう少し詳しくご説明が伺えるかなと思って聞くわけです。

が、9ページの②家畜の育成にメリットが9件ありました。肥育期間が短くて済むとかいうこと以外に何かあったのか。

それから、13ページのところで、耕畜連携は進みましたかという質問で、②で進まないというのが9件あった。これはどういうことなのか。色々な地域の状況があるでしょうけど、参考になることがあったら聞かせて欲しい。

14ページの作付を縮小して行うというのは何かデメリットがあつてのことだと思うんですが、その辺の事情とか、15ページの昨年と比べてどのようにされますかというところ、③の1頭当たりの給与量を減らすと答えた3件というのは、デメリットがあるためにこういうふうにお答えになっているかと思いますが、何か問題が探れるのかなという気がしました。

それと、16ページの贈答用及び運搬用パッケージの作成とあるんですが、これは飼料用米を使っているよとアピールするためのものなんでしょうか。その辺を教えてください。意味がよくわからなかったなので、以上について質問したいと思います。

意見としては、付加価値で非常に価格が高くなるんでしょうけれど、私たち消費者としては価値に見合った適正な価格のものを購入したいと思いますので、便乗値上げされるようなことは困りますので、その辺はどういうふうに指導されるのかというところをお願いします。

○鈴木部会長

どうもありがとうございます。

関連して、委員間でも意見がございましたら。

上安平委員、どうぞ。

○上安平委員

まず要望ですが、補足資料の8ページのところで、飼料用米をあげたら卵黄の色が薄くなってしまった。パプリカで補正することが可能ですという話と卵黄の色が薄い卵としてPRしている例もありますと併記されているんですが、私はパプリカで補正することはないと思うんです。後半の卵黄の色が薄いのがお米でつくった卵の特徴ですというのを、ぜひ力を入れて、重点的にPRして欲しいな。今はもうそういう時代ではないのではないかという気がするので、申し上げておきます。

それから、主な論点の中で3の(6)に高付加価値化・ブランド化というのがございます。これは創意工夫、努力、独創性ということで結実したものをちゃんと評価しましょうという点で、それからレベルアップをするということで、意味があるということ为前提として申し上げたいんですが、先ほど松木さんが言いかげられたように、ブランドとか高付加価値化というのは最初はいいんですが、それが一人歩きして、いいものをつくるから付加価値がある、ブランドだというのが、ブランドだからいいものだというふうになって、ブランドでないものを排除してしまうとか、ブランドでないものが不当に低く評価されてしまうということもあるので、非常に高い一握りの層というのは、どういう時代にあっても一生懸命工夫して成果を上げるだろうと思います。真ん中にいる大多数の平均的なもののレベルを上げるための努力に力を注いでいただきたいなという気がしています。以上です。

○鈴木部会長

どうもありがとうございます。

その他に、いかがでしょうか。

飛田委員、先ほど、後で追加したい点があると。

○飛田委員

最後にと思ったんですが、部会長からご指名がございましたので。

自給率については、ここで議論するよりも企画部会でやっていただいた方がいいのかなと思います。畜産部会ですから余り申し上げるつもりはございませんが、これから自給率を上げていく大きな要素は、農業者が食料供給をどのように果たしていくかという基本を国民の皆さんにどうやって周知をするか、わかっているかということだろう。

そして農業者は産業として成り立つ農業をどのように構築していくか、これが基本でなかろうか。先ほど八巻委員からいろいろな施策を述べていただきましたが、日本における生産活動というのは他の国と比べるとコストが全然違います。例えばニュージーランドで牛乳が1キロ約20円で売られております。北海道、加工乳地帯と言われている牛乳が、75円あるいは80円で取り引きされてやっとな経営が成り立つかどうかという中でやっております。

ですから、先ほど意見の中にもあったように、牛乳を1キロ生産するためにどのぐらい経費がかかっているんだよ、どこかで負担がないと経営できないですから、産業としてきちっとした経営が成り立つ方向をどのように国で、あるいは国民の皆さんと一緒に考えていくかという基本がないと食料供給を果たせないということにつながると私は思っております。どこかで国内で生産するための負担をするということをお願いしたい。

後は企画部会で、部会長、よろしく願いいたします。

それと、私も農業者ですから、ぜひ現場を見に来てください。この部会は何月までやるんだったか。

○原田畜産企画課長

まだまだあります。

○飛田委員

まだまだある。良いところと、悪いところと、真ん中と。酪農にしても畜産にしても色々ありますから、そういうところをきちっとご紹介申し上げて、現場を見てもらって色々話を聞いていただくことが一番大事ではないかと思っておりますので、部会長、一つよろしく願います。以上です。

○鈴木部会長

ぜひ現場に来てくださいという呼びかけもございましたので、畜産部会でも、先ほど事務局からも検討いただいているということもありましたので、実現していただくようにさらに詰めていただければと思います。

どうぞ、杉本委員。

○杉本委員

我々は食肉の販売をやっているものですから、配合飼料とか粗飼料というのは実感するんですが、その前段の生産の段階では実感がない。だから今日は質問をしたくなかったんですが、今かなり厳しい状況で推移しておりますが、家畜排せつ物法を施行されてから、中小の肥育農家の方々はかなり苦戦を強いられて、我々市場にもよく見られるんですが、販売価格によって子牛の再生産ができなとか、そういう苦情がかなりきております。我々も市場の価格によって一喜一憂で、高くなったり安くなったりという、バブルのような市場があるんですが、何とか行政指導並びに行政施策を打っていただけないかということをお願いしたい。

安定した素牛購入をしていただければ、安定した枝肉市場として我々も一緒に構築できると思いますので、農水省としては肉用子牛補給金制度とか色々お打ちになっておりますが、子牛の安定供

給にかかわる行政指導、行政援助を1つ加えていただきたいと思いますところですので。以上です。

○鈴木部会長

どうもありがとうございます。

秋岡委員。

○秋岡委員

今日は結構です。

○鈴木部会長

それでは、他にないようでしたら、ここまでの点、事務局からできる範囲でコメントをいただければと思います。

○小林草地整備推進室長

飼料用米の関係の質問をいただきました。資料3の14ページに20年度は作付をしたが、21年度は作付面積を縮小するまたは全く行わないというのがそれぞれ3件、1件ありました。全く行わないというのは、20年度は試験的な実施であったようです。縮小して行うというのは理由が書いていませんので、調べてみたいと思います。

それから、15ページで、1頭当たりの給与量を減らすというのが3件ございました。調べてみますと、一般的に10%、20%ぐらいが平均的な給与割合なんですけど、この3件は、50%、57%と、超高率のグループです。試験の結果、もうちょっと低くても品質が確保できるというような理由が書かれているようです。

結果として、1頭当たりの量を減らすと、その下にありますように経営全体としては対象とする鶏・豚を増やすことができるということにつながるようでございます。

それと、16ページの贈答用のパッケージは何かということですが、まさしくおっしゃられたように、「こめ育ち」とか、こめ何々の贈答用の製品パッケージを作っていきたいということのようです。

それから、松木委員の最後のところで便乗値上げのお話がありました。我々、今回のアンケートではそういう質問はしておりませんが、現地に行きますと、むしろ今は、飼料用米を使っている畜産農家はコストをサービスしているという感覚です。

今後、付加価値化を図りたいというのは、元を取りたいという意識がかなり強いということでご紹介しておきたいと思います。

それから、上安平委員から、黄身が黄色でなくてもいいのではないかというお話がありました。基本的には畜産農家の判断ということになりますが、私も全くそのとおりではないかと思います。

以上です。

○鈴木部会長

牛乳課長、お願いします。

○倉重牛乳乳製品課長

牛乳乳製品課長です。

先ほどの浅野委員のご指摘について簡単にコメントさせていただきます。ご指摘のとおり、我々も乳業メーカーと生産者の方が両輪として国民への安定供給を支えていただいていると考えておりまして、両者が健全かつ効率的であることが全体の需給の安定につながると思っております。当然、ご指摘の中にもございましたが、色々な情勢が変わっておりますので、新たな状況に適合していく努力が双方必要だと考えておりまして、生産者団体も広域化のメリットを生かす集送乳の合理化で

ありますとか、乳業メーカーも様々な形での再編を、色々予算等を用意して進めているところであり
ります。

こういう方向で両者の健全化、効率化を進めていくことが、先ほど飛田委員のご指摘にもござい
ましたが、自給率の向上にも役に立つのではないかと考えているところです。以上です。

○鈴木部会長

どうもありがとうございます。

食肉課長、お願いします。

○渡邊食肉鶏卵課長

食肉鶏卵課長の渡邊です。

まず、上安平委員からブランド化のお話がありました。先ほど小林室長も言っていました飼料
用米を給与した卵は、私も実際に見たことがあります、ゆで卵なんかにしますと本当に真っ白で、
かなり違和感があります。「これ、食べられるのか」というぐらい違和感があるので、説明書が付
いていないと、初めての人は口にされないのではないかというのが実感ですが、あれは、先ほども
お話が出ていましたが、まさにブランドとしてやっていますので、説明をちゃんと付けています。

関係者に聞きますと、いきなりああいう卵が出てくると誰も買わないというんですね。なので、
ブランドから入って広めようという努力をされているんだと思います。

そういう意味で、ブランドの問題は、確かに上安平委員がおっしゃったような側面がありまして、
ブランド以外のものは駄目だという話になりかねないわけですが、バランスの問題で、みんながブ
ランドを目指すことによって全体のレベルが上がるという側面もあるので、そこはバランスを持ち
ながらうまくやっていくことが重要なのかなと考えております。

当然、国としては平均的な質を上げていくというのが非常に重要なことなので、それを前提に考
えているんですが、頑張りたい人はさらにブランド化を推し進めて差別化を図って、より収益を上
げる方向で頑張っていただきたいというのが国の方針ということです。

また、杉本委員から子牛の値段の関係で、素牛生産の安定供給のために何か施策を受けられない
かというお話です。

現状を申し上げますと、委員がご案内のとおりでございますが、子牛の関係は今3つの制度を運
用しておりまして、この部会でいつも価格でご議論いただいています肉用子牛の生産者補給金制度
というのが基盤にございまして、その上に子牛の生産拡大奨励事業ないしは子牛の資質向上事業と
いうことで、特に一番上に乗っています資質向上ですと、子牛の価格が4万ないしは各県平均を下
回った場合に、平均以下の子牛には1万円から5万円の交付金を支出して子牛の生産を支えるとい
うようなことをやっております。

そのほか、補正予算では、質のあまり良くない子牛を産む母牛を一挙にいい繁殖牛に入れ替える
ということで、雌牛の交換、子牛のための事業というのを入れておりまして、それを推進すること
によって質の高い子牛が生まれてくるような事業もありますので、これらを活用して子牛の価格が
維持されるように国としては努力をしているということです。

以上です。

○鈴木部会長

どうもありがとうございます。

他にはありませんでしょうか。

今、酪農の関係で生産者段階とメーカー段階の取引交渉力の問題についても触れられましたが、

このときにもう1つ問題になってきますのが、小売り段階の取引交渉力が今非常に強くなっているという点。この前の飼料価格等の高騰の下で小売り段階でなかなか牛乳の価格が上がらないというのが問題になりましたが、この辺りをどう捉えるかというのも1つあるかと思います。

といいますのは、今回の全体の問題意識の中で、平成2年に6.1兆あった農業段階の純生産、マクロ的に見た農業所得が、今3兆まで半減しているわけです。しかし、小売り段階の取り分は減っていないといいますか、全体の食料品産業の規模は増えているのに、農業段階の取り分は半減してきているということですので、畜産も含めまして、卸売段階とか、中抜きして小売と直接結びつくような形で手数料とかを節約したつもりが、値段の面ではうまくいってなくて、どんどん取り分が減っているという状況が農業段階の所得の減少に結びついている可能性もあるわけです。

そうしますと、政策的にはなかなか難しいといいますか、我々はややもすると小売段階というのは絶対的なもので、それに対してどういうふうに売るかということを一生涯懸命考えるわけですが、小売段階の行動そのものがこれでいいのかどうかという視点から何ができるのか考えないと、農業段階の取り分を増やすというか、市場のバランスを回復することが難しいのではないかとということも最近感じているものですから、今の点に関連して申し上げた次第です。

大分時間が迫ってまいりましたが、他にこれだけという点がありましたら、もう少し時間がございまして。

近藤委員、お願いします。

○近藤委員

今の部会長のお話で教えていただきたいんですが、食品全体の売り上げは大きくなっているにも関わらず農家の取り分が減っているというのは、輸入品が入っているからという考え方でよろしいですか。食品の市場は非常に輸入品が入ってきているので、例えば加工食品であれば、目に見えない相当の輸入品が入ってきているので、市場は大きくなっているように見えるにも関わらず国内農家の取り分が減っているというのは、その影響が相当あるのではないかと気がしてお聞きしていたんですが。

○鈴木部会長

その影響もあるかと思いますが、そこを分離した上で、国内でどういう状況になっているかデータを見ないといけないと思います。ご指摘ありがとうございます。

そのほか、よろしいでしょうか。

向井委員、どうぞ。

○向井委員

非常に些細なことなんですが、先ほどからのご意見を聞いていると、私にわからないだけなのかもしれませんが、飼料用米のところで、先ほど小野委員からは流通の問題、あるいはこの中でもメリットとして耕畜連携が進んだというような表現があるんですが、私達の感覚とは少しずれる。耕畜連携という意味と流通という意味、配合飼料メーカーや畜産農家の買い取り価格が40円から50円、あるいは50円から60円というような表現があるんですが、それといわゆる濃厚飼料との価格差というのはどうなっているのか。

といいますのは、畜産農家はコスト高をサービスしているというコメントがあったんですが、それぞれご意見を別個に聞いているとごもつともだなと思うんですが、耕畜連携が進んでいる、流通はどうなっている、あるいはコストはサービスなんだ、ここで見るとこういう価格がついている。全体をまとめるとわからなくなっているのが実態なんですが、耕畜連携というキーワードが挙げら

れているんですが、ちょっとご説明いただきたい。

○鈴木部会長

それでは、今の点についてお願いします。

○大野畜産振興課長

耕畜連携が進むというのは、地域の中で水田をやっておられるところから畜産農家に対して、これだけ今年には飼料用米を作って畜産農家に渡すのに対して畜産農家の方では、例えば水田にたい肥を振るとか、そういった形で、飼料用米というのも値段にも関わってくるんですが、作ったけれども相手を見つけていなければ、まさしく輸入の穀物と対抗した価格で流通しなければならないということで、地域で耕種部門と畜産部門で協定というか、そういうものを結んだ上でないと取り組みなかったというのがこれまでの状況です。

耕畜連携が進んだというのは、お互いの協定の中で米を引き取る、たい肥を撒く、こういったような連携が進んできているということです。

濃厚飼料、配合飼料と直接比較することはできない。単味の原料として見ることになりますので、小野委員のお話にもそういうのがございましたが、今、単味の原料でいうと、輸入米、MA米で21円70銭ということで、地域で40円とか50円とか60円とか、倍近い値段がついているというのは、国産のものを使いたいと。先ほど、高付加価値化というか、訴求のポイントというか、言葉は選ぶ必要があるかもしれませんが、そういったものを使っているということで高めに商品売ることができる。この関係を崩したくないから通常のコーンとかそういうものよりは高い値段がついているということだと思います。

○向井委員

ありがとうございます。ご説明は私の認識と全く一緒なんですけど、色々お話を聞いていると、少しずれた感覚が。

○鈴木部会長

それでは、他の点はよろしいでしょうか。

最後に、畜産部会としての現地検討会につきましては、飛田会長からもお誘いがございましたので、できれば第一候補地は北海道という形にしたいところではありますが、予算の関係もございまずので、まさに誰が負担するかという問題も出てこようかと思っておりますので、ここは現実的にご検討いただければと思います。

それでは、予定の時刻になりましたので、今回の貴重なご意見を十分に反映いたしまして、さらに事務局で詰めていただいて次につなげるということでお願いしたいと思います。

それでは事務局から連絡事項をお願いします。

5 閉 会

○原田畜産企画課長

今日はありがとうございました。

次回の畜産部会につきましては、企画部会の進捗状況を見ながらセットさせていただきますので、よろしくをお願いします。

現地調査につきましては、今、部会長からご指示がございましたので、一生懸命考えさせていただきますので、よろしくをお願いします。

○鈴木部会長

それでは、今回はこれで終わりにしたいと思います。どうもありがとうございました。